

第7回「スーパーシティ」構想の実現に向けた有識者懇談会 (議事要旨)

(開催要領)

- 1 日時 令和2年6月5日(金) 16:59～18:02
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等(オンライン会議)
- 3 出席者

<有識者委員>

- | | | |
|------|--------|-------------------------|
| 座長 | 竹中 平蔵 | 東洋大学教授
慶應義塾大学名誉教授 |
| 座長代理 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団滉志会瀬田クリニック代表 |
| | 坂村 健 | 東洋大学情報連携学部INIAD学部長 |
| | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授 |

<地方創生推進事務局>

- | | |
|-------|-----------------|
| 海堀 安喜 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 森山 茂樹 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 村上 敬亮 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 永山 寛理 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 黒田 紀幸 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 法案成立経緯及び今後の進め方について
 - (2) フリーディスカッション
- 3 閉会

(説明資料)

- 資料1 法案成立経緯について
- 資料2 「スーパーシティ」構想について(案)
- 資料3 スーパーシティ構想の施行準備に向けて

(参考資料)

- 参考1 出席者名簿

(議事要旨)

○永山参事官 それでは、ただ今より、第7回「『スーパーシティ』構想の実現に向けた有識者懇談会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、進行を務めさせていただきます内閣府地方創生推進事務局の永山でございます。よろしくお願いいたします。

本日の出席者でございますが、竹中座長、原座長代理、阿曾沼委員にお越しいただきおまして、オンラインで八田委員、坂村委員に出席いただいております。秋山委員、中川委員につきましては、御都合が付かず欠席ということでございます。事務局の参加者は、参考の出席名簿で御確認いただければと思います。

本日はオンライン参加を含めた開催になりますので、最初にいくつか恐縮でございますが、注意事項をお伝えさせていただきます。

まず、始めに、事務局から御説明をさせていただいた後に、フリーディスカッションとさせていただきます。スムーズに進行するために、一巡目の御発言については竹中座長、原座長代理、八田委員、阿曾沼委員、坂村委員の順で御指名を当方からさせていただきます。二巡目以降の御発言につきましては挙手をいただいて、私から御指名をさせていただきます。その際、恐縮でございますが、最初にお名前をおっしゃっていただければと思います。

配付資料は、下にページ数を付しております。もし、資料を御参照いただきながら御説明される際には、ページ数を特定した上で御発言いただければと思います。

システム上、ハウリングを防ぐために、大変お手数でございますが、御発言時以外はミュート、ミュートというのは何かと言いますと、一番左下のマイクボタンで赤になっている状態がミュートです。黒になっている状態が御発言いただく際の表示です。よろしくお願いいたします。

最後に、接続不良等、もし、何かございましたら事務局まで御連絡いただければと思います。

それでは、まず、事務局より資料を説明させていただきます。村上審議官、お願いします。

○竹中座長 その前に、御挨拶だけさせてほしいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。竹中です。

まず、スーパーシティの法案が通りましたということ、大変嬉しく思います。この法案の審議で事務局の皆様、大変御苦勞が多かったと思うのですけれども、このような状況を作ってくださったことに深く感謝申し上げます。

このスーパーシティの考え方というのは、私自身も未来投資会議で発言させていただいて、それを当時の片山大臣が非常にうまく拾い上げてくださって、そして、事務局の皆さんが大変強いスクラムで協力して今日に至っているわけです。

これはまさに民間議員もアイデアを出したという意味で、事務局と民間議員の共同作業の協力の結果であり、事務局と民間議員の本当に強い協力の下にここまで進んできましたが、是非情報を共有して、協力して、さらに今後これを実現したいと思います。そういうことを是非冒頭に申し上げた上で、事務局から色々また御説明をいただきたいと思います。

冒頭、私からは以上です。

○永山参事官 ありがとうございます。

村上審議官、お願いします。

○村上審議官 村上でございます。お願いいたします。

それでは、早速、資料に基づきまして、ポイントだけ御紹介をさせていただければと思います。

下にページ数が打ってございますので、まず、最初に、資料1の法案成立の経緯、2ページは法案を出すまでの懇談会と検討会等の経緯を示したものです。これは国会の先生から御要望があって作りました資料でございます。

次の3ページは、本日の御参考で、審議の具体的な経過でございます。

4ページから6ページが附帯決議の本体でございます。附帯決議事項が全部で15項目付いてございますけれども、詳細の御説明は今日この場では省きます。

次に、資料2でございますが、極力早く政省令の内容を公開して対応準備を促したいという意味で、政省令を通す段取りとして、諮問会議にてこれを御説明できればと思っている資料でございます。

政省令の項目としては2点ございます。1ページが、都市間の相互運用性確保。APIの公開ルールも含めて、省令上規定すべきということで入ったものでございます。内容的には、それぞれの都市間でばらばらでつながらないデータ連携基盤とならないように、データ連携基盤とそれぞれのサービスの間をつなぐ接続仕様は原則公開とする、それはインターネットによると。その際に、データ提供に関し、不当に差別的な取扱いを伴う条件を付してはならないという趣旨の基準の省令を作る、これをデータ連携基盤整備事業者に守っていただくという内容のものでございます。

次に、2ページでございますけれども、データ連携基盤整備事業者に対するセキュリティ基準を設けるというものでございます。これは生産性向上特別措置法の中にも同様の安全基準がございまして、政府の中で特に重視をしているデータを集める事業者には、横断的にこの基準が今かかってございますので、それと同様のものということでございますけれども、実は内容を見ますと、特定の技術を指定するとか、そういうことにはなってございません。きちんと責任体制を作る、運用規程を整備する、要員を確保する、PDCAのサイクルを定義する、BCPを作っておくといったようなニュートラルな内容になってございます

ので、特に何かこの基準があるから特定の技術や特定の事業者が排除される傾向が出てくるといったようなことはない内容になっていると認識をさせていただきます。

次に、3ページでございます。右下の意向の確認方法等に関する規定ということで、省令上まず例示として、協議会の議決、議会の議決、住民投票、その他区域会議が適切と認める方法により、住民の意向の確認をするという規定を省令上書かせていただいて、法律では、この意向の確認を行ったことを証する書面を総理の認定を受ける際に出すようにという形で、総理の認定の前段階で住民の意向の確認がなければ提案が出てこられない仕組みとするということでございます。

なお、この詳細につきましては、それぞれの区域会議が適切と認める方法というところで受け止めてございますので、実際の運用につきましては、これから先生方とも御相談しつつ、各区域会議の運用の問題として実際にどういう住民合意の方法を取っていくかということの実務を今後決めていくという性格のものと理解をさせていただきます。

次に、資料にはございませんが、区域の指定についての基本的な考え方を御説明します。評価項目と必須項目という二つの考え方で基準を作り、できるだけシンプルな基準でやりたいと考えているところでございます。このうち、必須項目としては、スコアや点数などではなく、住民目線の構想か、個人情報保護をきちんと配慮しているか、サービス領域が生活全般にまたがるような性格のものになっているか、そして、何より必要な規制改革事項が示されているか、あとは、この法律の規定を遵守しているか、これはクリアをしていただかなければ困るという性格の項目であろうと思っております。

評価項目でございますけれども、よく通常のプロジェクト評価で使うような指標を参考にして、ビジョンとプロジェクト内容と実現可能性と思っております。ビジョンとしては、住民満足度が得られるような、住民合意が得られるような課題が設定されているかどうか、プロジェクトの内容としては、サービス分野の数や具体性や難易度、規制改革の数や必要性や難易度といったことをできるだけ数量化した指標で見たいと思っております。実現可能性としては、特にアーキテクトの議論があろうかと思いますが、リーダーシップや体制、事業性・自立性を見ていくといったことで、できるだけこれを全部数量、定量的な指標により評価できるようにしてはどうかということで案として考えてございます。これは今日また色々御指導いただければと思っております。

いずれにせよ、区域の指定は政令により指定をすることになりますので、当然政令案として、各省協議をかける前の最終段階では、特区諮問会議で調査、審議をいただくことになろうかと思っております。

これを具体的にどういうタイミングでどう進めていくかということでもありますけれども、次の4ページでございますが、次の諮問会議で、政省令の案の部分のかけることができればと思っております。

他方で、区域の指定について、今御説明したようなものにつきましては、今日も御議論いただき、これにつきましては基本方針の改定案に反映させる必要があることから、御議

論を踏まえた上で、次の次の諮問会議の場で基本方針の改定案として決定すべき案を改めて御相談したいと考えてございます。そのときのタイミングで、また改めて区域指定の具体的なスケジュールもフィックスをできればと考えているところでございます。

9月1日に改正法及び政省令の施行と書いてございますが、今回の国家戦略特区法の改正案には、特区民泊についての欠格事項の創設というものが入っておるのですが、今回の新型コロナウイルスで、これに実際に対応しなければならない保健所業務が大変になってございまして、法律上は、施行日以降3か月以内に施行することという規定になっているのですが、施行前段階で政省令を明らかにし、基本方針の改定案を明らかにし、公募に向けた作業を進めること自体は、9月1日より前に始めていても制度的に差し支えございませんので、法律上の施行日は政省令とともに9月1日とさせていただけないかと思っております。

9月目途に公募開始、11月頃公募締切り、その後、資料にはございませんが、評価委員など第三者に評価していただくことを考えております。これは、今日御相談する案でございすけれども、本来、事務局としてももうちょっと前倒しを考えていたのですが、自治体としては、今回の新型コロナウイルスの対応でどうしても2～3か月検討が止まってしまっているところもあると思いますので、当初思っていたスケジュールよりも2～3か月遅めの締切りのスケジュールが提示されておりますけれども、この辺りも少し御意見を頂けないかと思っております。

長くなって恐縮でございます。私からの冒頭の説明は以上でございます。

○永山参事官 事務局からの説明は以上でございますけれども、これから竹中座長、原座長代理、八田委員、阿曾沼委員、坂村委員の順でよろしければ、御発言、御意見等をお伺いできればと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○竹中座長 竹中です。

今日、私と原さんの名前で資料を作っていますので、まず、原さんに話してもらって、それで皆さんに話してもらって、その後で、私なりに総括をさせていただきたいと思ひます。

原さん、お願ひします。

○原座長代理 原です。

このお配りした1枚紙の資料でざっとお話をさせていただきます。「スーパーシティ構想の施行準備に向けて」ということで、五つ挙げております。

まず1点目に、スーパーシティ、革新的な規制改革の枠組みでなければいけないと。新型コロナウイルス対応で既にデジタル化の推進が進んでいます。こういったものとか、スマートシティの推進と混同されることのないように、自治体・民間の関係者に改めて明確にすべきであると。

若干補足をしますと、自治体の検討の中で、規制改革の話ではなく地域活性化のプロジェクト提案として提案されることが多いと思うのですが、あくまで規制改革の提案だとい

うことで、もう一度考え直していただくのか分からないですけれども、そういう検討がなされないといけないのかなと思いました。

もう一点、さらに加えれば、新型コロナウイルスの対応で、今、既に全国で様々なデジタル化が進んでいるわけです。従来であれば、遠隔教育、遠隔診療、服薬指導といったところが岩盤規制の課題でありましたけれども、これはもう今、全国で進みつつあるわけで、スーパーシティにおいては、さらにその先の革新的な規制改革の取組を進めていくということにしなければいけないのだらうと思います。

2点目ですが、区域の選定基準、これは今のスーパーシティの本旨に沿って明確に定める、規制改革を革新的に進めていくことが重要かと思います。いたずらに複雑な選定方式とすべきではないと。

3点目ですが、区域の選定は、以上を前提にして十分な検討を経て行われるべきであって、不用意に最初から数が先にありきで数を先に示すべきではないのではないか。

4点目、住民合意の枠組みについては、これは具体的にどういった合意の枠組みにするのかということについて、この懇談会においても早急に検討を深める必要があるのではないかと思います。

5点目ですが、コロナ禍において、これまで困難であった多くの取組が進展しつつあるということを踏まえて、これを加速して実態を先行させていくことに力を注ぐ必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○永山参事官 ありがとうございます。

次に八田委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

○八田委員 事務局と原委員からのプレゼンをどうもありがとうございました。

スーパーシティでは、真に革新的な規制改革の枠組みが必要な事業のみが対象とされます。したがって、この基準に該当しないものは、最初から検討に値しないと思います。自治体から確かに非常に数多くのアイデア応募があるけれども、そこの振分けが必要なのではないかと思います。

先ほど事務局からお話しのあった指定についての必須項目の一つに、「必要な規制改革事項が示されていること」というのがあります。しかし、これでは弱過ぎます。「スマートシティなどではできない革新的な規制改革事項が示されている」ことを条件にすべきではないかと思います。

それから、区域指定は、最後は諮問会議が行い、政治が最終的な責任を持つ必要があります。しかし、その前段階で、諮問会議が検討対象とする候補を選ぶ際に、候補選定基準として何より大切なのは規制改革の質です。応募提案の質を評価する際に、専門家からのアドバイスを頂くことが有効な場合があるのではないかと思います。その場合、必要に応じて候補選考委員会の会合に加わっていただくこともあり得ると思います。

一応最初の印象はそんなところですよ。

○永山参事官 ありがとうございます。

続きまして、阿曾沼委員、お願いいたします。

○阿曾沼委員 阿曾沼でございます。

原委員や八田先生がおっしゃったことと重なる部分がございますが、いくつか気になった点、確認したい点がありますので、発言をさせていただきます。

IT化とか自動化というのは、あくまでもツールでしかないわけで、皆さんもおっしゃっていましたが、規制改革項目の具体的な項目と実施しようとしていることが明確にリンクされていること、なおかつ成果目標というものがきちんと設定されているということが、指定においては非常に重要なのではないかと思います。

スーパーシティを考えていく上で、共通基盤であるAPIの問題ですとか、5Gだとかという一つ一つのディテールの議論は当然必要ですが、基本的な枠組みは行政などの仕組み、地域の仕組み、そういった仕組みそのものをどう変えていくかということの具体的な目標がない限り成果は出てこないのではないかと思います。特区として指定された地域においても、それぞれ御苦労されていますが、世の中で本当に高く評価されるような成果が出ているかという、まだまだ課題もあろうかと思います。スーパーシティはそれを超える成果を出さなくては何の意味もないと思います。

また、先ほど八田先生もおっしゃっていらした評価委員会の設置という点ですが、現在国家戦略特区では、ワーキンググループや諮問会議、この有識者懇談会、さらには区域会議というものが既にある、相当多くの方々が関わり、そして、議論しているわけです。そんな中で、新たに設置するという評価委員会は一体何をする委員会と位置付けるのかとか、各会議体の委員の方たちとの役割分担をどうするのが議論されない中で、この評価委員会設置という話が出てくるのは多少違和感があるなと感じます。今まで透明性ということが種々言われる中で出てきた案なのかなとは思いますが、まず評価委員会ありきという議論の展開は気になります。

最後に、地域の指定についてですが、指定地域の数にこだわらず、きちんとした成果の出る地域の指定をしなくてはなりません。首長の覚悟、プロジェクトを主導しまとめるアーキテクト、そして志の高い民間事業者が一体となって新しいフィールドをつくる気概を持って行くことが重要であることは言うまでもありません。スーパーシティの仕組みを使ったら何が得なのか、リスクヘッジはどうしていくのかなどの点で住民の合意が必要ですが、その理解が得るための覚悟と努力が成されない限り成功はないのではないかと思いますので、その辺の覚悟はきちんと評価していかなくてはならないと思っています。

○永山参事官 阿曾沼先生、ありがとうございます。

続きまして、坂村委員、よろしく申し上げます。

○坂村委員 私がちょっと思ったのは、ありきたりなアイデアが多い気がします。何でこうなってしまうかという、何をやりたいのかということ自治体に聞いたからで、結局出てくるものが最終イメージとか利用イメージからしか来ないのですね。で、ITの表面的

なものしか出てこないから、例えば、ドローンを飛ばす、ロボットが動くとか、そんなものだけ、今までも言っていたような対面規制をなくして薬を買うとか、その程度しか出てこなくて「スーパーシティ」といいながら、今までと大して変わらない話になってしまうわけですね。

最終イメージを出してもらっただけではなくて、これは八田先生も何回も言っているけれども、規制のどのメニューを使うのかだけではなくて、あなた方がやりたいことは新しいメニューを作らなければいけないならば、新しいメニューを提案してくれとか、そういうレベルのものが無いと。最後は、結局ロボットが動いて、ドローンが飛んでいるというだけになってしまったのでは、何が「スーパーシティ」だか分からないということになってしまう。確かにドローンを飛ばすのにも規制改革のメニューを使わなければダメかもしれないにしても、それだけでは新たな枠組みを生かせないですね。

前からこの国家戦略特区に絡んでいて思うのは、例えば、今、新型コロナウイルスのような緊急事態が起こったときにも、国家戦略特区で対面既成の緩和を検討していたから、直ちにうまくできたとか、そういうことを示せるということが出来て、国家戦略特区というプロジェクトがあって良かったとなるわけです。例えば、台湾の新型コロナ対応が素晴らしいことがよく言われていますけれども、マスクで悪い商売をする人を排除する仕組みがちゃんとすぐ出来たとか、補助金を配ると政府が決めた途端に次の日には配られるとか、何でそういうことができるのかと言うと、簡単に言ってしまったら、日本で言うマイナンバーみたいなものがちゃんと使えているからです。だから、今度のスーパーシティ、マイナンバーのことが何でもっと出てこないのだというのは非常に不思議で、マイナンバーを何に使ってもいいというぐらいにして、都市の生活の中で活用していくような提案がなぜないのか。これは非常に苛立たしい。

こういうことをやろうと思ったときに、サービスのAPI化の実現だけではダメで、そのサービス連携の基盤として認証機構とアカウントという問題が出てくるわけです。Aのサービスの対象の「この人」をBというサービスに引き継ぐには「この人」を特定し、それが本人だと保証する仕組みが非常に重要なのです。そうなったときに、全国民の認証機構とアカウントを実現できる仕組みと云ったらマイナンバーですよ。

だから、例えば、銀行口座との紐付けで「プライバシーが」と言いますが、新型コロナで素早く対応できた国はみんなそういうことをやっています。そういうことを自治体からは言えないのなら、政府のほうから言い出して、やらなければダメなのです。マイナンバーを色々なものに使えるようにするという規制改革を行う。それをいきなり全国でやるというのが難しいのだったら、マイナンバーを徹底的に使うといったところをスーパーシティとして認めるみたいなぐらいのことをやって、それで限定試行して問題点をあぶり出し改善して、全国化するというシナリオを取らない限り、やはりダメだと私は思います。そういうことができれば、例えば、補助金を配るのがあつという間にできるとか、次の日にはもう配れたとかね。マスクとかを買い占められないとか、必ず一人何枚マスクを入手

できるとか、マイナンバーそのものを皆が直接使うのが危険だったら、そのためにサービスごとのIDを発行できるマイナポータル機能を使うのでもいいのだけれども、とにかくマイナンバーの機構をもっと生かすようにすれば今までにできなかったようなことが、素早く低コストで可能になります。

私が提案したいのは、規制改革のメニューの中にマイナンバーの用途制限を外すというものを一個入れるべきということです。それを徹底的に使って都市住民の生活にイノベーションをとという都市に関しては、スーパーシティに指定したい。

色々普段言っていることで、やっと判子が最近なくなってきて良かったなと思っていたのですが、まだマイナンバー関係でうまく突破できていないみたいなので、これを是非やってもらいたいというのが私の意見です。

○永山参事官 ありがとうございます。

一通り一巡御意見をいただいたところでございます。他に御意見等はございますか。

竹中先生、よろしく申し上げます。

○竹中座長 ありがとうございます。

皆さんの意見、事務局からの説明、本当にありがとうございます。

冒頭申し上げたのですけれども、この会は、「『スーパーシティ』構想の実現に向けた有識者懇談会」ですので、実現に向けて、今、法律が通りましたと。その実現に向けてゼロベースで議論していくことが必要で、もう一回ここで私たちの気持ちを原点に戻って、これを実現するために事務局と民間議員が協力をして、情報共有して、意思を統一してやりましょうと。まず、そういうことを是非確認させていただきたいと思います。

何人かの方がおっしゃったのですけれども、重要なのは、これはそもそも国家戦略特区の規制改革を目標にやってきた、規制改革をさらに進めるためにやってきたという原点があるわけで、スマートシティはスマートシティで色々な試みを是非地方でやってくれたらいいのですけれども、そういうものとは次元の違うことをやらなければいけない。

規制改革の中にも、今まさに坂村先生がおっしゃったような非常に大胆な規制改革ですね、マイナンバーを自由に使いたいとかそういうレベルで、つまり、規制改革と大胆な構想が一致したものになっていなければいけなくて、結果的にそれが今のスマートシティに毛が生えたようなものではなくて、中国がやるであろう杭州とか新しい都市、さらにはシンガポールの構想、それに匹敵するようなものでなければいけない。相当我々は目標を高く持たなければいけない。そのことを是非まず第1点として確認をさせていただきたいと思います。

そのためには、例えば、坂村先生がおっしゃったようなシティが出てきてほしいと思うし、今、一生懸命自治体は自治体で検討していると思うのですけれども、自治体に対してもっと大きな構想でやってほしいのだというような、そういう私たちの意思をディセミネートする場というものをどこかで作っていかなければいけなくて、坂村先生や八田先生にその場でそういう思いを語っていただくような場を早急にやらなければいけないのではな

いかと。そうしないと、1段、2段、レベルが上がっていかないのではないかと思います。

それと、評価委員で、こういうものが出てくると、また委員会を作るのかとか、そういうふうに情報が独り歩きしますので、言いたいのは、専門家の知見も活用して透明にやる、それはみんな反対のしようがないと思うのです。そういう形で、この言葉が独り歩きしないように是非していただきたいと思います。

今後、本当に法律が通って、それを実現するに向けて、この懇談会で、例えば、月に2回ぐらいのペースでこの進め方について議論して、私たちの意見の一致を図っていくというプロセスが必要なのではないでしょうか。とりあえずは住民合意をどのような形で形成するのか、これは思い切ってデータを使う、マイナンバーを活用するということの裏返しとして住民合意というのはものすごく重要になってくるし、だからこそ、国会でも議論されましたので、その検討を一つの当面の課題にして、今までよりも少し頻度を上げて、法律が通ったわけですから、この懇談会を開いて、色々な手順について意思統一していくということをやっていたらいいのではないかと思います。

もう一つ、今はスーパーシティに関してなのですけれども、それにつながる道として、今本当に新型コロナウイルスで日本中、世界中が大変になっているわけで、今ある国家戦略特区の枠組みの中で、スーパーシティについて一生懸命考えておられる革新的な自治体の首長がいらっしゃると思うわけで、一回、区域会議等々で対新型コロナウイルス関係で国家戦略特区で新しいイメージをどう作っていかうとしておられるのかというような、そういう趣旨の区域会議を開いていただけたらいかがでしょうか。そういうことをやっていくうちに、色々な発想で、スーパーシティにつながるような発想も出てくるのではないかと思います。

今お願いしたことをもう一回整理しますと、この懇談会を頻繁に開いていただいて、特に住民合意の取り方などについて議論を深めていく。そして、スーパーシティに関しても大きなアーキテクトが必要だ、構想が必要だというようなディセミネーションの機会を作るといふことと、今ある既に国家戦略特区になっている特区を集めた区域会議などで、新型コロナウイルス対応で何か新しい国家戦略特区でできることはあるかどうか、そういうことをやっていただく。そういうことが、皆さんの発言を聞いて、座長として思ったところであります。

さらに追加的なコメント、意見とか、反対意見などがあれば是非おっしゃっていただきたいと思います。

以上です。

○永山参事官 竹中座長、ありがとうございました。

他に追加的意見、フリーディスカッションということでございますので、御自由に御発言をいただければと思います。

お願いします。

○原座長代理 質問です。附帯決議の14番の項目で、ライドシェアのような安全や雇用に

問題が指摘されている事業の実証については、規制法令に違反するものが認定されないように対応することとありますが、これは特例措置を設けることは否定されていないのですか。法律違反をやるなということですね。

○村上審議官 もちろんです。

○原座長代理 分かりました。それは当然ですね。

○永山参事官 他にいかがでしょうか。

○八田委員 八田です。

まず、先ほど坂村先生のおっしゃったことは、非常に説得的です。マイナンバーに類する制度は、諸外国では広く活用されているのに、日本では未活用のわけです。マイナンバーの活用可能範囲を国際水準にまで持って行く規制改革の第一歩を、まずスーパーシティで早急に行うべきだということを入れていただきたいと思います。この改革は、マイナンバーを活用した様々な制度イノベーションへの道を開きます。特にマイナンバーを使うことの重要性を人々が認知した今は、これを行う千載一遇のタイミングだと思います。

○坂村委員 ありがとうございます。

マイナンバーを是非入れてほしいと私も思います。こういうものが入らないと画期的でない。

○八田委員 基盤ができないですね。

○坂村委員 そうです。竹中座長も何回もおっしゃっているように、単なる都市のインテリジェント化を超えたようなことができないと、八田先生と最初からこの国家戦略特区と一緒にやらせていただいて思うのですけれども、大胆な規制改革——こういうことが規制改革なのか、ということが分かる決定打が出てこない、そろそろ出てもいいのではないかと。そういう意味で、スーパーシティというのは非常にいいと思うのですけれども、ここでもう一踏ん張りしてほしいですね。

それと、原さんがおっしゃっていた14番のところみたいな、言いたいことは分かるのだけれども、米国だったらこれをどうするかと言ったら、こんなもの書かないですね。

私は何回も言っているように、イノベーションのためにはポジティブリストではなくてネガティブリスト方式でもって、本当は国家戦略特区をやるべきであって、何をやってもいいけれども、ダメだったらちゃんと責任を取ってもらいますよというような事後規制的な形で行かない限りダメだと思います。表面的なところだけをやるのではなくて、基盤を改革しなければいけないという、そういうベースのところに対して貢献できるような提案をしてほしいですね。そうでないと、本当に単にドローンとロボットだけしかなくなり面白くない。深いところをヒアリングしたら違うのかもしれないけれども、そのように私は思いました。

どうもありがとうございます。

○永山参事官 ありがとうございます。

他に御意見等はございますでしょうか。

では、まとめて、今までの議論も踏まえて村上審議官から御説明申し上げます。

○村上審議官 ありがとうございます。

端的に3点、まず第1に、規制改革です。マイナンバーに関しては、フルマイナンバーというアイデアを提出してきている自治体がございます。逆に言うと、お願いがございまして、まさにフルマイナンバーのように、先生方からも是非こういうことをやってくれというアイデアを頂けると、このハードルを越えてくるのだったらよろしいのではないかと検討してまいります。正直、待っているだけでは大胆な規制改革案自体の発想が出てこないところがございます。そういう意味でも、先生方にこういう規制改革をやってほしいと御指導をいただければ、我々のほうで責任を持って探してまいりますので、是非御指導をいただければと。それが1点目でございます。いずれにせよ、まさに規制改革ということでは取組がこれまで弱かった部分をさらに反省して頑張りたいと思います。

2点目に、指定基準についてでございます。今日まだ十分に御議論いただけていない嫌いもあると思いますが、ただ、広く専門家の方の知見を評価に反映させるようにというのは北村大臣からの強い指示でもございますので、これについてやり方を御相談させていただきたいと思います。

ただ、用語としては、評価にお力を借りるということであって、専門家の知見を広く借りる方法についてということで、引き続き御相談をいただければと思います。

最後に3点目でございます。竹中先生から、リフトアップのために先生方から色々検討している自治体へのディセミネーションの場を作るという話。それから、新型コロナウイルスを一つのステップアップとして、こういう自治体の未来図をつくりたいということを考えているような自治体の声を聞くような区域会議ができないかという二つの場の設定について宿題を頂いたというように認識をしましたので、これについては早速、検討したいと思います。元々指定前に、検討している自治体と先生方と、実際にアバンギャルドな技術を持っている企業とフォーラムのようなものを開催できないかというのは考えてございまして、新型コロナウイルス対応によってオンラインでしか中々現状開催しにくいものですから、どういう形がいいのだろうと置いていたところがあるのですけれども、いずれにせよ、何らかの形で近々にできるような場の設定を改めて先生方に御相談をしたいと思います。

区域会議につきましては、是非そこは掘り起こしてでもやれるような方向ができないかということで、そこら辺のスケジュール感も含めてまた引き続き御相談をしたいと思えます。

それから、もう1点、区域指定の趣旨としては、放っておくと20も30もどんどんたくさん指定して予算を付けてくれみたいな話になるので、それは中身のある自治体に対して数を限定してやりますというものでございます。極端なことを言えば、一つでも二つでも、そこはゼロベースで御検討いただいて構わないと思います。

もしよろしければ、遅くとも年内までには指定したいというスケジュール感のところ

違和感があるかどうかだけ、いかがでしょうか。

自分からは以上でございます。

○竹中座長 早くやるというのは必要なことだと思いますから、年内を目指すというのは、少なくとも私としては異存がありません。

ただ、それが実現できるように今日議論されたようなプロセスをしっかりと踏んでいただきたい。それを目標に、それができるようにやっていただきたいということを是非申し上げておきたいと思います。

今日の議論はものすごくいい意見が出ていますので、是非それを煮詰めて実現していくプロセスをやっていただきたいと思います。

1点、私は言い忘れたのですけれども、秋山委員は今日欠席なのですけれども、秋山委員と事前にお話をして、私が申し上げたようなことと同じ御意見でしたので、そのことを申し添えておきます。

以上です。

○永山参事官 委員の皆様、お忙しい中、本日はありがとうございました。

お時間も参っております。何か最後に一言御意見がございましたら、いかがでしょうか。

では、また引き続き今後の会の持ち方も含めまして、事務局から御相談をさせていただいて、鋭意進めていきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。